

体調不良のある職員・研修/実習生などの行動フロー

発熱（37.5°C以上）
or
通常とは異なる症状
咳・痰・鼻汁
咽頭痛・頭痛
倦怠感・呼吸苦
目の痛み・結膜充血
嘔気/嘔吐・下痢
発疹 など
*「通常とは異なる症状」は各自が判断すること

職責者へ報告

- ① 学校へ報告
- ② 研修/実習受け入れ職場の職責者へ報告

病院受診する

- ・「発熱外来or一般」は各病院の指示に従う。
- ・受診する前に各病院へ連絡して指示に従う。（職員であることを伝える）
- ・必要な検査は診察した医師の指示のもとに行い、必ずしも各種スクリーニング検査、特に否定のための検査は実施しない。

職場復帰

- ・罹患時の就業（出席）制限は、疾患別期間に従う。
- ・就業規則のないものは、症状の改善を目安とする。
- ・各種スクリーニング検査の結果を職場復帰（勤務や実習など）の目安としない。
- ・罹患者は就業制限中、特に制限終了時近くは職責者などに経過を報告する。

*インフルエンザや新型コロナに罹患している場合は、検査のタイミングにより陰性と判断される場合もあることを考慮しておく。

引き続き各自健康管理に留意しましょう